

平成二十四年十一月一日

大阪府規則第百八十四号

## 大阪府保健医療協議会規則

大阪府保健医療協議会規則を公布する。

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府豊能保健医療協議会、大阪府三島保健医療協議会、大阪府北河内保健医療協議会、大阪府中河内保健医療協議会、大阪府南河内保健医療協議会、大阪府堺市保健医療協議会、大阪府泉州保健医療協議会、大阪府大阪市保健医療連絡協議会、大阪府大阪市北部保健医療協議会、大阪府大阪市西部保健医療協議会、大阪府大阪市東部保健医療協議会、大阪府大阪市南部保健医療協議会（以下「協議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、それぞれ委員五十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 医療を担当する者の意見を代表する者
- 三 医療を受ける立場にある者の意見を代表する者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第三条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、それぞれ専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第四条 協議会にそれぞれ会長及び副会長三人以内を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 協議会に、必要に応じてそれぞれ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第七条 協議会及び部会は、必要があるときは、関係者から意見を聴くことができる。

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第十条 協議会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規則の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に第三条第二項の規定により任命される協議会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十六年三月三十一日までとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。